

NPO法人神戸ななつぼし 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人神戸ななつぼしという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、高齢者、低所得者、障害者、一人親子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対して、住宅にかかわる相談や入居支援、安否確認、有益な情報を提供することで民間賃貸住宅等への円滑な入居を支援し、住宅確保要配慮者の住環境の整備を行うと共に、中小企業、個人事業主、起業家、及び地域住民等に対して、経営、財務、人事、労務等に関する専門的知見を活用した相談、支援、及び普及啓発に関する事業を行い、地域経済の活性化と健全な事業運営の促進に寄与することを目的とする。あわせて、行政機関及び関係団体等と連携した調査・研究並びに受託事業を通じて、地域社会全体の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 経済活動の活性化を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 経営、財務、人事、労務等に関する無料相談窓口の運営事業
- (2) 経営管理、コンプライアンス、働き方改革等に関するセミナー、研修、及び講演会の開催事業
- (3) 会報、専門誌、及びインターネット等による経営情報の提供事業
- (4) 起業支援及びソーシャルビジネスの育成支援事業
- (5) 行政機関、企業、各種団体等からの受託による地域経済、雇用、福祉及び産業振興等に関する調査・研究事業
- (6) 行政機関、企業、各種団体等を対象とした人材育成、能力開発、研修及び講演等の受託事業
- (7) 中小企業、個人事業主等の経営実態調査、労働環境調査、アンケート調査、分析及び報告書の作成・提供事業
- (8) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援事業
- (9) 高齢者向け住宅・老人ホームの紹介や情報の提供事業
- (10) 地域コミュニティの構築支援事業

- (11) 生活弱者が地域に根付いた生活を送れることを目的とした優良住宅の斡旋等、宅建法に基づく宅地建物取引業の開設事業
- (12) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に対して功労のあった者または学識経験者・著名人で理事会において名誉会員として推薦された個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員、賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員、賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込み、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 名誉会員の入会については、理事会の推薦を必要とし、本人の承諾を確認後、理事長が別に定める入会申込書の提出をもって入会を認めるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上
- (2) 監 事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において正会員の中から選任する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 理事長は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の監事が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 前項の規定は、理事がこの法人の職員を兼任し、職員としての給料を受けることを妨げない。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 顧問

(顧 問)

第 20 条 この法人には顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問はこの法人の運営に関して理事長の諮問に答え、理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、理事会での議決権はないものとする。
- 4 顧問は、この法人の運営に関して、総会に出席し、意見を述べるができる。ただし、正会員の資格を持たない限り、総会での議決権はないものとする。
- 5 顧問の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 6 章 総会

(種 別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 理事の解任
- (6) 監事の選任又は解任
- (7) 理事会から付議された事項

(8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法、機関誌・会報への掲載をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した正会員がこれにあたる。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意がある場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決又は表決を委任した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 理事会

(構成等)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権 能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の選任
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 会員の除名
- (5) 理事の職務及び役員の報酬
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくはファックス又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した理事がこれに当たる。

(議 決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意がある場合は、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面若しくは電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面若しくは電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 資産から生じる収益

- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任の下に作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解 散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合 併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 事務局

（設 置）

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

（書類及び帳簿の備置き）

第 53 条 主たる事務所には、前事業年度の次に掲げる書類を作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間常に備えておかなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表及び活動計算書
- (4) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (5) 正会員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (7) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 12 章 雑則

(細 則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とし、その任期は第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2023 年 6 月 30 日までとする。

理 事 長	山下 礼子
理 事	山本 広美
理 事	橋口 美和子
監 事	三澤 紀孝

3 (設立当初の事業計画及び予算)

この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 32 条第 1 号及び第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 (設立当初の事業年度)

この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。

5 (設立当初の入会金及び会費)

この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	0 円
賛助会員	0 円
名誉会員	0 円

(2) 年会費

正会員	0 円
賛助会員	3000 円
名誉会員	1 万 2000 円

これは当法人の現行定款である。

NPO法人神戸ななつぼし

理事 橋口 力哉 法人印